



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（森林管理課） 1

告 示

- 民有保安林の指定の予定（森林管理課） 2
- 民有保安林の指定の解除（森林管理課） 3
- 歳入の収納の事務の委託（水産課） 3
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課） 3

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（消費・暮らし安全課） 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（消費・暮らし安全課） 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課） 4
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 4
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 6
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 6

公安委員会事項

- 認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則 7

収用委員会事項

- 使用の裁決手続開始の決定・14件 8

規 則

沖縄県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 5 月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第29号

沖縄県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

沖縄県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年沖縄県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

- 貸付金は無利子とし、その償還期間（据置期間を含む。）は10年以内、据置期間は3年以内とする。ただし、次の表の左欄に掲げる場合にあっては、それぞれ同表の中欄に掲げる償還期間及び同表の右欄に掲げる据置期間とする。

貸付内容	償還期間	据置期間
1 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）第7条第1項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内	3年以内
2 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に基づき同項の	15年以内	3年以内

改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）第3条第1項に規定する資金を借り入れる場合		
3 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第4条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第2号ロの措置を実施するのに必要な同法第13条第2項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内	5年以内
4 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第4条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に基づき同法第2条第3項第2号イに掲げる措置を実施するのに必要な同法第9条に規定する資金を借り入れる場合	12年以内	3年以内
5 公共建築物等の木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第10条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第12条に規定する資金を借り入れる場合	12年以内	3年以内
6 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第4項第2号の措置を実施するのに必要な同法第10条第2項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内	5年以内
7 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第9条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第11条第1項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内	5年以内
8 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項及び第7項の同意を得た計画に基づき同条第6項第1号に規定する事業を実施しようとする者が当該事業を実施するのに必要な同法第8条の6第1項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内	5年以内
9 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条第4項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に基づき同条第1項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な同法第15条に規定する資金を借り入れる場合	12年以内	3年以内

第3条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に改正前の沖縄県林業・木材改善資金貸付規則の規定に基づき貸付けされた林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第300号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成29年5月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定予定保安林の所在場所 名護市字許田湊川原89番1・96番1・97番2・98番3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採方法
 - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第301号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成29年 5月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡久米島町字大田大田348番1（次の図に示す部分に限る。）、349番9
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第302号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成29年 5月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した収納事務 沿岸漁業改善資金貸付金に係る償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県信用漁業協同組合連合会
 - (2) 所在地 那覇市前島3丁目25番39号
- 3 委託期間 平成29年4月3日から平成30年3月31日まで

沖縄県告示第303号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年 5月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
名護加入区	定置漁業	名護市字喜瀬167番地 比嘉猛也 名護市港二丁目7番10号 比嘉忠雄

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成29年6月12日まで縦覧に供する。

平成29年 5月26日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成29年 5月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖繩アジア臨床研究連携
- 3 代表者の氏名 井関邦敏
- 4 主たる事務所の所在地 沖繩県那覇市首里当蔵町2丁目15番地27ガーデンヒルズ302
- 5 定款に記載された目的 この法人は、一般市民、特に医療関係者に対して、医療技術、医学等についての調査、研究及び情報の提供に関する事業、並びに医療技術の向上、医療、医学に携わる方々への支援に関する事業等を行い、医療技術の向上と人材育成を通じて、人類全体の健康増進と生命の質の向上を図り、もって公益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖繩県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成29年6月9日まで縦覧に供する。

平成29年 5月26日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成29年 5月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人障がい者支援センターふくぎ
- 3 代表者の氏名 大城和宏
- 4 主たる事務所の所在地 沖繩県那覇市田原3丁目4番1号田原公園管理事務所内
- 5 定款に記載された目的 この法人は、身体、知的、精神に障害を持つ人たちが、地域社会で自立した生活をするために必要なサービスを提供し、生活相談や地域交流事業、さらに就労支援事業等を行い、障がい者福祉の増進及び地域における福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 5月26日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タウンプラザかねひで与勝市場 うるま市与那城西原571番地1ほか26筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀商事株式会社 西原町字小那覇494番地1 代表取締役 中地健
- 3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成29年 5月26日から同年 6月26日まで
- 6 縦覧場所 沖繩県商工労働部中小企業支援課

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成29年 5月26日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成28年 9月21日
- (2) 商号名 西武農園
- (3) 代表者名 池間盛勇
- (4) 所在地 石垣市字大川525番地1
- (5) 許可番号 沖繩県知事 許可（般-23）第4732号

- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年 9月 2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 平成28年 9月21日
- (2) 商号名 有限会社東洋住研
- (3) 代表者名 山城千明
- (4) 所在地 恩納村字富着1469番地 1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第8296号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年 9月 2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成28年 9月27日
- (2) 商号名 仲程土建株式会社
- (3) 代表者名 仲程俊郎
- (4) 所在地 宜野座村字惣慶1771番地 9
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第10号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年 9月 1日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成28年 9月27日
- (2) 商号名 有限会社宮松建設
- (3) 代表者名 宮城辰雄
- (4) 所在地 名護市字田井等435番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第88号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年 9月 5日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成28年 9月27日
- (2) 商号名 株式会社南電気工事
- (3) 代表者名 久田朝史
- (4) 所在地 うるま市勝連南風原190番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第11127号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年 9月 5日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成28年 9月27日
- (2) 商号名 株式会社琉金
- (3) 代表者名 高宮康次
- (4) 所在地 那覇市泊2丁目29番1号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第2646号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち機械器具設置工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年 9月12日付けで、建設業法第12条に基づき機械器具設置工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成28年 9月27日
- (2) 商号名 有限会社ひが重機リース
- (3) 代表者名 比嘉真也
- (4) 所在地 南風原町字新川316番地 3
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第12005号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成28年9月12日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成28年10月5日
- (2) 商号名 有限会社丸真開発
- (3) 代表者名 垣花登喜子
- (4) 所在地 宮古島市平良字下里1472番地4
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第9139号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年9月6日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成28年10月5日
- (2) 商号名 有限会社腰原工業
- (3) 代表者名 友利洋子
- (4) 所在地 宮古島市平良字下里1382番地3
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第10895号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年9月6日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成28年10月5日
- (2) 商号名 有限会社大平産業
- (3) 代表者名 伊集栄
- (4) 所在地 浦添市牧港三丁目267番1号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第12351号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年9月6日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 西海岸埋立地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年5月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年10月13日 沖縄県指令土第769号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里635番4及び636番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字伊覇309番地 菊地裕六
- 5 検査済証番号 平成29年5月15日 第4372号
- 6 工事完了年月日 平成29年4月30日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第5号

認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 5月26日

沖縄県公安委員会

認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則

認知機能検査の実施に関する規則（平成27年沖縄県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「総理府令第60号」の次に「。以下「府令」という。」を加え、「法第101条の4第2項に掲げる」を「法第101条の4第2項及び法第101条の7第1項に規定する」に改める。

第2条を次のように改める。

（検査の実施日時等）

第2条 法第92条第1項に規定する運転免許証（以下「免許証」という。）の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が75歳以上のものは更新期間が満了する日前6月以内に認知機能検査を受けていなければならないこと、その者に対する当該認知機能検査の認知症のおそれがあることを示すものとして府令第29条の3第1項で定める基準に該当する者が臨時適性検査を受けることとなること等を考慮し、検査の実施日時及び実施場所の設定に当たっては、適切な受検日時及び受検場所を設定し、検査を受ける高齢者の利便性の確保に配慮するものとする。

2 前項の場合において、法第101条の7第1項に規定する臨時の認知機能検査にあつては、同条第3項の規定により当該検査の通知を受けた日の翌日から起算した期間が1月を超えることとなるまでに受けなければならないこと、及び法第104条の2の3第3項の規定により当該1月を超えることとなるまでに受けなかった者が免許の取消し等の処分の対象となることを考慮し、同条第3項に規定する期間が通算して1月を超えることとなる日前に実施日時を設定するものとする。

第3条中「検査及び高齢者講習の通知書並びに」を「検査に関する通知書及び」に改める。

第5条中「別記様式」を「様式第1号」に改める。

第8条第1項中「免許」を「法第84条に規定する運転免許（以下「免許」という。）」に、「別に定めるところ」を「認知機能検査実施結果報告書（様式第2号）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、免許（仮運転免許を除く。）を受けていたことがある者にあつては、その者が検査を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号を、免許を受けたことがない者にあつては、免許証番号に代えてその者の本籍又は国籍を報告するものとする。

別記様式に備考として次のように加える。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

検査区分

更新・臨時・その他

別記様式を様式第1号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第2号（第8条関係）

認知機能検査実施結果報告書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

講習受託機関名

管理者

印

下記の者に対して、道路交通法

第101条の4第2項
第101条の7第1項

に掲げる認知機能検査を

年 月 日

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
沖縄市字山内唐道原	60番1	山林	2,119	2,119.89	2,119.89

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
比嘉信子	沖縄市山内三丁目2番41号	6分の3
比嘉拓美	沖縄市山内三丁目2番35号島田アパート301号室	6分の1
瑞慶覧やよい	那覇市首里久場川町2丁目35番地2 2階	6分の1
仲宗根はづき	那覇市上之屋1丁目1番11号コートヴィレッジ新都心リベラ401	6分の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
沖縄電力株式会社 代表取締役 大嶺満	浦添市牧港五丁目2番1号	一時使用権 一時使用権者が使用する面積275.47㎡ 本土の一時使用権は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）第4条第1項の規定により一時使用等の許可によるものである。
おきぎん保証株式会社 代表取締役 川満正人	那覇市古波蔵3丁目8番8号	抵当権 平成26年5月16日第7887号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年5月11日

沖縄県収用委員会告示第58号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月26日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
沖縄市字山内唐道原	60番2	山林	45	45.77	45.77

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
比嘉信子	沖縄市山内三丁目2番41号	6分の3

比嘉拓美	沖縄市山内三丁目2番35号島田アパート301号室	6分の1
瑞慶覧やよい	那覇市首里久場川町2丁目35番地2 2階	6分の1
仲宗根はづき	那覇市上之屋1丁目1番11号コートヴィレッジ新都心リベラ401	6分の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
おきぎん保証株式会社 代表取締役 川満正人	那覇市古波蔵3丁目8番8号	抵当権 平成26年5月16日第7887号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年5月11日

沖縄県収用委員会告示第59号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月26日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
沖縄市字山内仲原	1405番1	雑種地	704	704.50	704.50

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
比嘉信子	沖縄市山内三丁目2番41号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年5月11日

沖縄県収用委員会告示第60号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月26日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	

			登記簿	実測	
沖縄市字森根角石西原	191番	畑	7,644	7,644.24	7,644.24

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
照屋秀傳	沖縄市美里二丁目1番9号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年5月11日

沖縄県収用委員会告示第61号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月26日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
沖縄市字白川白川原	382番1	墓地	351	351.60	351.60

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
高宮城清	中頭郡北谷町字伊平468番地5

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
沖縄電力株式会社 代表取締役 大嶺満	浦添市牧港五丁目2番1号	一時使用権 一時使用権者が使用する面積46.70㎡ 本土地の一時使用権は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）第4条第1項の規定により一時使用等の許可によるものである。

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年5月11日

沖縄県収用委員会告示第62号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月26日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
沖縄市字大工廻大工廻原	32番	宅地	1,137.25	1,137.25	1,137.25
沖縄市字大工廻大工廻原	34番	畑	147	147.28	147.28
沖縄市字大工廻大川原	424番	田	292	292.84	292.84

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
比嘉昭雄	大阪府大阪市西成区橘三丁目8番11号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年5月11日

沖縄県収用委員会告示第63号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月26日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
沖縄市字大工廻儀根原	259番	畑	184	184.41	184.41
沖縄市字大工廻儀根原	262番	畑	543	543.71	543.71
沖縄市字大工廻儀根原	268番	畑	796	796.38	796.38

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
比嘉昭雄	大阪府大阪市西成区橘三丁目8番11号	14分の9
春名邦子	大阪府吹田市山田西一丁目20番5号	14分の5

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年 5月11日

沖縄県収用委員会告示第64号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年 5月26日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
沖縄市字森根伊森原	272番	宅地	489.25	498.66	498.66

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
有銘政夫	沖縄市美里五丁目7番17号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年 5月11日

沖縄県収用委員会告示第65号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年 5月26日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
沖縄市字森根石根原	359番	山林	1,203	1,223.89	1,223.89

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
眞榮城玄德	沖縄市安慶田一丁目29番17号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
沖縄県企業局 企業局長 町田優	那覇市泉崎1丁目2番2号	一時使用権 一時使用権者が使用する面積7.17㎡ 本土地の一時使用権は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）第4条第1項の規定により一時使用等の許可によるものである。
沖縄県農業協同組合 代表理事理事長 大城勉	那覇市楚辺2丁目33番18号	抵当権 平成16年7月20日第13110号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年5月11日

沖縄県収用委員会告示第66号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月26日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
沖縄市字森根石根原	361番2	畑	4,633	4,633.22	4,633.22

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
眞榮城玄德	沖縄市安慶田一丁目29番17号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
沖縄県企業局 企業局長 町田優	那覇市泉崎1丁目2番2号	一時使用権 一時使用権者が使用する面積252.48㎡ 本土地の一時使用権は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）第4条第1項の規定により一時使用等の許可によるものである。
沖縄電力株式会社 代表取締役 大嶺満	浦添市牧港五丁目2番1号	一時使用権 一時使用権者が使用する面積137.14㎡ 本土地の一時使用権は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国にお

		ける合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律第4条第1項の規定により一時使用等の許可によるものである。
沖縄県農業協同組合 代表理事 大城勉	那覇市楚辺2丁目33番18号	抵当権 平成12年3月31日第3529号 平成21年3月25日第4494号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年5月11日

沖縄県収用委員会告示第67号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月26日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
沖縄市字森根石根原	362番	宅地	1,186.77	1,212.62	1,212.62

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
眞榮城玄德	沖縄市安慶田一丁目29番17号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
沖縄県企業局 企業局長 町田優	那覇市泉崎1丁目2番2号	一時使用権 一時使用権者が使用する面積172.39㎡ 本土地の一時使用権は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）第4条第1項の規定により一時使用等の許可によるものである。
沖縄県農業協同組合 代表理事 大城勉	那覇市楚辺2丁目33番18号	根抵当権 平成12年3月3日第2364号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年5月11日

沖縄県収用委員会告示第68号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、

次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月26日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
沖縄市字森根石根原	385番	山林	1,041	1,059.47	1,059.47

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
眞榮城玄徳	沖縄市安慶田一丁目29番17号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
沖縄県企業局 企業局長 町田優	那覇市泉崎1丁目2番2号	一時使用権 一時使用権者が使用する面積63.08㎡ 本土地の一時使用権は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）第4条第1項の規定により一時使用等の許可によるものである。
沖縄県農業協同組合 代表理事理事長 大城勉	那覇市楚辺2丁目33番18号	抵当権 平成23年1月17日第671号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年5月11日

沖縄県収用委員会告示第69号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月26日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
中頭郡嘉手納町字野里村内原	82番	宅地	524.40	524.40	524.40
中頭郡嘉手納町字野里南上原	829番	畑	1,028	1,028.72	1,028.72
中頭郡嘉手納町字野里南上原	955番	山林	1,488	1,488.17	1,488.17

中頭郡嘉手納町字野里南上原	956番	畑	989	989.09	989.09
中頭郡嘉手納町字野里前原	1289番	畑	1,240	1,240.38	1,240.38
中頭郡嘉手納町字野里新間原	1440番	畑	944	944.39	944.39

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
伊禮已知男	中頭郡北谷町字上勢頭702番地6

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年 5月11日

沖縄県収用委員会告示第70号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年 5月26日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
中頭郡北谷町字上勢頭平安山中勢頭原	51番	畑	1,114	1,114.56	1,114.56

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
名嘉富子	中頭郡北谷町字桑江606番地8	6分の1
田仲有	中頭郡北谷町字上勢頭553番地1	6分の1
宮良君子	中頭郡北中城村字島袋530番地13	6分の1
田仲勉	埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘三丁目5番1号	6分の1
田仲仁	中頭郡西原町字翁長920番地の45（勤住協翁長団地）	6分の1
呉屋紀子	東京都狛江市岩戸北一丁目7番1号セボンコルティールレ狛江112	6分の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年 5月11日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--